

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成26年11月21日（金）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

件 名：（仮称）大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画について	
提出理由：（仮称）大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 ・歯の喪失や歯科疾患等が、食べることの障害になるばかりでなく、身体機能の低下や生活習慣病の発症、悪化に影響を与えることが指摘されている。 ・そのため、歯と口腔の健康づくりは、心身ともに健康で質の高い生活を営むうえで基礎的かつ重要な役割を担うこととなる。 ・本市では、平成25年12月に県内市町村で初となる「大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、歯と口腔の健康づくりを積極的に推進していくことを明確にしている。 2. 計画の位置づけ ・条例第8条の規定に基づき策定する行動計画である。 ・策定にあたっては、国の法令等や県の「歯及び口腔の健康づくり推進計画」、第8次大和市総合計画及びその他の関連計画との整合を図るものとする。 3. 計画期間と進行管理 ・計画期間は、総合計画の目標年次に合わせて、平成27年度から30年度までの4年間とする。 ・取組の達成状況を、事務事業評価などにより毎年度検証し、必要に応じて個別の事業の改善等を図る。 ・計画の最終年度に、歯と口腔の健康づくりに関する市民意識調査を実施して次期計画の策定に向けた評価を行う。	4. 計画の体系 (1) 基本理念 ・生き生きとした生活のための歯と口腔の健康づくり (2) 基本目標 ① 歯科疾患の予防 ② 口腔機能の獲得及び維持・向上 (3) 基本的施策 ・基本目標を達成するため、次の6つの基本的施策に取り組む。 ① 歯及び口腔の健康づくりに係る情報の収集及び提供 ・市民の自主的な取組に資する有益な情報を収集し、ライフステージごとの特性に合わせて情報を提供していく。 ② 歯科健康診査の実施 ・ライフステージごとの特性を意識した歯科健康診査の実施や、かかりつけ歯科医を持つことについての啓発を推進する。 ③ 障がい者、要介護者に係る歯及び口腔の健康づくりの推進 ・歯科健康診査、歯科診療の受診を確保するための取組を推進する。 ④ 口腔がん対策 ・口腔がんの早期発見、早期治療のための取組を推進する。 ⑤ 歯及び口腔の健康づくりに取り組む人材の育成 ・市民の自主性を促すためのボランティアの育成などに関する取組を推進する。 ⑥ その他推進に必要な施策 ・①～⑤以外で、歯及び口腔の健康づくりに必要な取組を推進する。
経 過 H23. 7 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例施行 H23. 8 歯科口腔保健の推進に関する法律施行 H25. 3 神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画策定 H26. 4 大和市歯及び口腔の健康づくり推進条例施行	今後の予定 H26. 12 市民意見公募手続の実施 H27. 3 計画策定